

令和 6 年 6 月 1 日

保険契約移転完了に係る公告

東京都文京区本郷一丁目 10 番 9 号
イオン少額短期保険株式会社
代表取締役 中山 浩子

イオン少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、保険業法第 272 条の 29 において 準用する同法第 135 条第 1 項に基づき、弊社が引き受けているペット保険（当該契約に係るペット葬祭費用・個人賠償責任を含みます。）を、株式会社 FPC（以下「FPC 社」といいます。）へ移転しました。

つきましては、保険業法第 272 条の 29 において 準用する同法第 140 条第 1 項に基づき、ここにお知らせいたします。

1. 保険契約の移転に関する手続きの経過について

- (1) 弊社は、令和 6 年 2 月 6 日に保険業法第 272 条の 29 において 準用する同法第 137 条第 1 項に基づき、保険契約移転に係る公告を行いました。
更に、移転対象契約の契約者様に対して、同一の内容で個別に郵送にて通知を行いました。
- (2) 弊社は、(1)の公告及び通知において、移転対象契約の契約者様で保険契約の移転に異議がある場合は、所定の事項を記載のうえ、郵送にて令和 6 年 3 月 6 日までにお申し出いただくように通知いたしました。
- (3) その結果、本移転契約に基づく保険契約の移転に対する異議申立てが 1 件ありましたが、その数が移転対象契約の契約者様の総数の 10 分の 1（10%）を上回らず、異議を申し立てた移転対象契約の契約者様の保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、移転対象契約の契約者様の当該金額の総額の 10 分の 1（10%）を上回らないことから、本移転契約に基づく保険契約の移転は、保険業法第 272 条の 29 において 準用する同法第 137 条第 4 項に基づき、移転対象契約の契約者様全員から承認されたものとみなされました。

2. 移転先会社について

商号：株式会社 FPC
代表取締役 中西 巖

本店：広島県福山市三吉町南 1 丁目 15 番 18 号

以上